

【お仕事備忘録】 WORK REMINDER

今月は、個人の確定申告期限であると同時に、3月決算の会社にとっては、年度最終時期です。もれのないよう処理をしましょう。

01 国外財産調書の提出

居住者（非永住者以外の居住者に限られます。）が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日までに提出しなければなりません。

02 財産債務調書の提出

所得税の確定申告書を提出しなければならない方で、「その年分の所得金額が2,000万円超」、かつ、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上」の場合には、「財産債務調書」を提出しなければなりません。提出期限は、その年の翌年3月15日です。

03 確定申告の税額の延納の届出書

所得税等の確定申告分については、2022年3月15日（火）まで（振替納税の場合は2022年4月21日（木））に納付すべき税額の2分の1以上を納付すれば、残りの税額の納付を2022年5月31日（火）まで延長することができます。延納期間中は利子税がかかります。

贈与税についても、納期限までに金銭による一時納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、5年以内の年賦による延納ができます。こちらも延納期間中は利子税がかかります。

04 個人の青色申告の承認申請

個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日までに提出します。ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。

05 所得税の更正の請求

所得税の確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合については、原則、法定申告期限から5年以内に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

06 新年度の36協定の締結

従業員に法定労働時間を超えて労働させたり、休日労働をさせたりするためには、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。年度単位で締結している企業も多くあるので、4月を起算としているところでは、忘れずに協定の締結と届出を行いましょ。なお、昨年より36協定の電子申請がより簡単になっています。

07 1年単位の変形労働時間制に関する労使協定の作成

年度単位など4月始まりで変形労働時間制を採用している企業では、労使協定や年間カレンダーの作成を忘れずに行いましょう。